

## バイク置場利用規則

利用者は次の事項を遵守しなければならない。

1. 団地敷地内においては騒音防止に努め、夜間にあつては前照燈を減光し、時速 8km 以下で徐行するように安全運転を励行すること。
2. 指定された番号の置場所に整然と置くこと。
3. 置場所に引火物・危険物等の持ち込みをしないこと。
4. 場内では喫煙しないこと。
5. 場内及び附近に紙屑、その他部品、工具、ごみ等を放置したり捨てない事。
6. 管理組合が発行したステッカーを、組合が指定したバイクの位置に必ず貼付すること。
7. 当組合が行う団地内不法駐車排除に積極的に協力すること。
8. 使用者は互いに協力、強調して事故の防止につとめること。
9. バイク置場はバイクのみ、自転車置場は自転車のみを使用し、他には使用しないこと。
10. 場内には、如何なる工作物も架設又は設置しないこと。
11. 前各号に掲げるもののほか組合の指示に従うこと。
12. この規則は平成 7 年 5 月 21 日から施行し、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。